

議第48号

がんばろう橿原！新型コロナ対策基金条例の制定について

がんばろう橿原！新型コロナ対策基金条例を次のように定める。

令和2年7月17日提出

橿原市長 亀田 忠彦

がんばろう橿原！新型コロナ対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に係る感染拡大防止、市民生活支援、地域経済対策等の必要な経費に充てるため、がんばろう橿原！新型コロナ対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 橿原市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (2) 基金への積立てを指定した寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

- 2 前項の利率は、市が借入れする長期債に準じ市長の定める率とする。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる利益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的に沿った経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止、市民生活支援、地域経済対策等の財源に充てるための基金を設置するもの